

関係書類等一覧表

住民票（場合により戸籍謄本）、課税（非課税）証明書については原本を提出してください。
それ以外の関係書類については写し（コピー）で構いません。

区 分	関係書類等	発行場所等
・就職、転職 ① 前年（令和3年）1月以降に就職、転職した者がいる場合 ② 令和4年4月以降に就職する者がいる場合 ※同一生計の兄弟で所得があるもの又は令和4年度に所得が見込まれるものについては所得に関する書類が必要です。	①・②ともに様式1「年収見込証明書」。ただし、年収見込証明書の提出が困難な場合には直近の3ヶ月程度の給与明細書 ②の場合で年収見込証明書の提出が困難な場合で、まだ給与が支払われていない場合には、採用条件（月収）が記載された書類 ※現在の職場から発行された1年間分の収入が記載された源泉徴収票を提出できない場合には、上記書類の提出が必要です。 ※①については、場合により令和3年分の源泉徴収票を求めることがあります。	・勤務先
・年金・恩給受給者 ※同一生計内に祖父母がいる場合は必ず確認すること	様式2「年金・恩給所得内訳書」に年金の源泉徴収票、年金額決定通知又は支払窓口（日本年金機構等）発行のハガキを添付（年金額が確認できる書類を添付する） ※非課税の年金（障害年金、遺族年金等）についても対象となるので、必ず申請書に記入の上、上記書類を添付してください。	・日本年金機構 ・都道府県保険課 ・市区町村等
・児童手当・児童扶養手当を受けている場合	様式3「児童手当・児童扶養手当受給証明書」に受給されている通知書（受給期間及び受給金額がわかる）のコピーを添付	・市区町村
・長期療養者 （申請時において6か月以上の期間療養中又は療養を認められる者） ※領収書等がないものは認定されません	様式4-1「長期療養に係る医療費控除金額内訳書」、医師の診断書、様式4-2「長期療養に係る領収書等貼付用紙」（医療費の領収書、健康保険による医療給付（還付）の支払明細書等を貼付） ※老人ホームの入所費、介護サービスの利用負担額、保険外診療の特別室料・文書料等については対象外です。 ※生命保険で支払われた保険金、損害賠償等で補填された金額については、証明書等を添付の上、申請書1ページ目の一時所得（給与以外の所得金額）に記入してください。	・医師（病院） ・薬局 ・市区町村等

区 分	関係書類等	発行場所等
・無職、無収入の者 就学者を除く18歳以上の者が無職又は無収入の場合	別紙様式5「無職・無収入申立書」 ※専業主婦についても提出が必要です。 ※無職であっても、年金等により一定の所得がある場合は提出の必要はありません。	・該当者の申し立て
・失業している者	雇用保険受給資格者証、場合により令和3年分源泉徴収票	・ハローワーク
・家計支持者が無職・無収入な世帯 ・世帯全体の総所得額が200万円以下の世帯	様式8「生活状況申立書」、場合によっては家賃等の領収書を添付 ※家計支持者が無職又は無収入の場合は様式5「無職・無収入申立書」も併せて提出してください。	・家計支持者の申立
・家計支持者が単身赴任等のため別居している世帯 ※住居費・光熱水費のみ対象 ※領収書等がないものは認定されません	様式6-1「家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書」、様式6-2「家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙」（領収書、預金通帳等を貼付）	・家計支持者が証明
・退職者 ・臨時所得があった場合 ※申請時前6ヶ月前まで（後期は今年4月～9月）の間に、退職金及び臨時的所得の支給があった場合	①退職の場合 様式7「退職金支給証明書」 ※退職金の有無を確認するため、支払われていない場合も提出してください。 ②臨時的所得の場合 保険金、退職一時金、資産の譲渡金、山林所得等の支払証明書	・勤務していた会社 ・保険会社等
・母子父子世帯 ・生活保護世帯	○母子父子世帯 ・世帯全員分の住民票（世帯全員分の住民票の提出が困難な場合には戸籍謄本でも構いません） ・申請時において児童扶養手当の給付を受けている場合は児童扶養手当通知書 ○生活保護世帯 ・保護決定通知書（受給額が確認できる書類） ※母子父子世帯、生活保護世帯のいずれにも該当する場合には上記の該当する全ての書類が必要です。 ※過去の免除申請時に証明書類等を提出した場合でも、申請の度に提出が必要です。	・市区町村 ・社会福祉事務所等 ・都道府県
・身体障害者、知的障害者	障害者手帳の氏名、障害等が確認できるページのコピー	・市区町村等

区 分	関係書類等	発行場所等
・家計支持者死亡 ・風水害等の災害	○死亡 死亡証明書等（死亡の事実がわかる書類）、退職金・死亡保険金の所得証明書等 ○災害 被災（罹災）証明書、被災金額を証明できる書類、保険金・損害賠償等で補填された金額の証明書 ※被災金額を証明できる書類がない場合には被災（罹災）証明書のみ出してください。	・市区町村 ・消防署 ・警察署 ・勤務していた会社 ・保険会社等
・独立生計者 申請者本人の課税（非課税）証明書が発行され、所得税法上父母等の扶養親族ではなく、生活に必要な収入があり別居独立生計をしていることが確認できる者（既婚者・親と絶縁・元社会人・父母の経済状態が悪く独立生計として申請せざるを得ない者のほか特別の事情がある者）。 なお、<u>家業の従業員（専従者）となっている場合は原則として認めません。</u>	○申請者本人に関する書類 課税（非課税）証明書、源泉徴収票又は確定申告書、国民健康保険等の保険証のコピー、世帯全員分の住民票、様式 8「生活状況申立書」 ※国民健康保険等への切り替えを申請中の者は、切り替え申請中であることが確認できる書類を提出してください。 ※住民票の転出・転入手続きをしておらず、住民票上では父母等と同一世帯になっている者については、世帯全員分の住民票に加えて、申請者の現住所が確認できる種類（公共料金等の領収書のコピー等）を提出してください。 ○父母に関する書類（既婚者を除く） 課税（非課税）証明書 ○既婚者（配偶者）に関する書類 課税（非課税）証明書、児童手当等（該当者のみ） ※独立生計者として申請する詳細な理由を申請書 2 枚目「家庭事情欄」に必ず記入してください。 ※<u>上記書類の提出がない場合は独立生計者と認定されませんので注意してください。</u> <u>※課税・非課税証明書は、市区町村民税の「所得割額」が記載されたものを必ず提出してください。</u>	・市区町村 ・税務署

区 分	関係書類等	発行場所等
日本学術振興会特別研究員	令和4年度採用者で源泉徴収票がまだ発行されていない場合には、採用通知又は特別研究員審査結果通知書を提出。 ※上記書類の提出が困難な場合には日本学術振興会の電子申請システムの審査結果詳細画面を印刷し、氏名、学生番号を記入の上、提出してください。	日本学術振興会等
補助金等を受けている場合で、確定申告書に記載されていない場合	補助金等に関する通知書（補助金等の金額がわかる）	- 国 - 都道府県 - 市区町村
日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の予約採用者（新入生のみ）	日本学生支援機構が交付した「大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】又は【本人保管用】のコピー	日本学生支援機構